

上関町Uターン者持家等改修補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町への移住・定住促進、及び地域の人材不足、少子化の解消を図るために実施する上関町移住・定住支援事業のうち、Uターン者の増加による人口減少の抑制と地域社会の持続を図るため、Uターン者が定住する目的をもって転入する場合において、実家等の所有権等を有するものの改修を対象とした上関町Uターン者持家等改修補助金を交付することに関し、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で実施する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) Uターン者

過去上関町に居住し、町外へ2年以上居住した後、町内の実家等へ定住する目的をもって転入する者（町外へ2年以上居住後、町内の実家等へ同様の目的をもって転入して1年を経過していない者を含む。）をいう。

(2) 実家等

Uターン者又はUターン者の父母（義父母）若しくは祖父母（義祖父母）が所有権その他の権利（以下「所有権等」という。）を有する町内の一戸建ての家屋及び附属建物をいう。

(3) 改修

実家等のうち、Uターン者が日常的に生活の用に供する部分を対象に、建築基準法（昭和25年法律第201号）に則り、別表第1に掲げる工事を行うことをいう。

(4) 建築関連業者

建設業許可を得た個人事業者および法人で、住宅の改修を行う民間事業者をいう。

(補助対象者及び交付要件)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 本町に転入した日の翌日から起算して5年以上継続して本町に居住する意思があること。
- (2) 実家等の所有権等を有する者で、Uターン者のために改修しようとするものであること。
- (3) 交付申請時に、世帯全員が本町及び本町に転入する直前に居住していた市区町村において税の滞納がないこと。
- (4) 世帯全員が、上関町暴力団排除条例（平成23年上関町条例第13号）第2条第1号又は第2号に規定する暴力団員又は暴力団員等でないこと。
- (5) 補助金の交付を受けようとする実家等について、国、県その他公共団体又は財団及び本町の他の公的制度等から同様の住宅補助を受けていないこと。
- (6) 改修の施工業者は、建築関連業者であること。
- (7) 補助金申請者が実績報告を行うまでに当該申請地に住民票を異動すること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う実家等の改修とする。

- 2 補助対象事業に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）の総額が10万円以上となる改修を行うものとする。
- 3 補助対象事業は、補助金交付決定を受けた日以後に実施し、かつ、交付決定を受けた日の属する会計年度が終了する日までに完了するものとする。
- 4 次に掲げる工事及び費用は、補助金の交付対象としない。
 - (1) 公共工事の施行に伴う補償の対象となる工事
 - (2) 新築工事
 - (3) 解体のみの工事
 - (4) 門扉、塀、溝等の外構工事
 - (5) 据置式倉庫、カーポート等の修繕又は取付工事
 - (6) 什器、備品類の購入費用
 - (7) その他補助金の交付が適当でないと町長が認める工事及び費用

(交付金額)

第5条 第4条に規定する対象事業に要した経費の2分の1以内の額で、50万円を上限とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、当該申請を行う年度の9月30日までに、上関町Uターン者持家等改修補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 実家等の所有権等が確認できるもの（発行から30日以内の登記事項証明書）
 - (2) 実家等の位置図及び平面図（改修工事個所を明記したもの）
 - (3) 改修工事見積書（内訳の記載されたもの）の写し
 - (4) 施工前の現場写真
 - (5) Uターン者世帯全員の住民票の写し（発行から30日以内）
 - (6) Uターン者及び世帯全員が、本町に転入する直前に居住していた市区町村の税の滞納のないことを証する書類（発行から30日以内の完納証明書）
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 前項の場合において、実家等の所有権等が共有であるときは、共有者の代表者1人が申請するものとする。また、改修しようとする実家等については、1度限りの申請とする。

(補助金の交付決定等)

第7条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、交付または不交付とすることが適正と認めるときは、上関町Uターン者持家等改修補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の内容変更等)

第8条 申請者は、補助金交付決定後において補助対象事業の事業内容及び事業計画の著しい変更（総事業費が20パーセント以上増減する場合等）をしようとする場合には、上関町Uターン者実家等改修補助金変更承認申請書（様式第3号）により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請について内容の審査及び必要な調査を行い、適当と認めるときは、補助金額を決定し、上関町Uターン者実家等改修補助金変更承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による届出があったときは、前条の規定による当該事業の補助金の交付の決定は、その効力を失うものとする。

(実績報告書)

第9条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、交付決定を受けた日の属する会計年度が終了する日までに上関町Uターン者実家等改修補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 請求明細書の写し

(2) 支払いを証明できる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の実績報告書について内容の審査及び必要な調査を行い、補助金の額を確定したときは、上関町Uターン者実家等改修補助金確定通知書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 申請者は、前条に規定する補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに上関町Uターン者実家等改修補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(是正のための措置)

第12条 町長は、本事業の遂行に関し、必要があると認めるときは、交付対象者又は交付決定者に対して必要な報告を求め、又はこれに適合させるための措置を求めることができる。

(補助金の交付取消及び返還命令)

第13条 町長がやむを得ないと認める場合を除き、交付決定者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、上関町Uターン者持家等改修補助金交付決定取消通知兼返還請求書（様式第8号）により、別表第2に規定する返還額を返還しなければならない。

(1) 不正な手段により補助金の決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又は交付要件に違反したとき。

(3) 前条の規定に基づく求めに応じなかったとき。

(4) 当該補助事業により改修した箇所を、補助金の受領日から5年が経過する日までに取壊しを行っ

たとき。

(5) 当該補助事業により改修した実家等を、補助金の受領日から5年が経過する日までに転居又は転売したとき。

(6) 前5号に掲げるもののほか、町長が返還の必要があると判断したとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

別表第 1

区分	内容
木工事	部屋の減築、間仕切りの変更、床材、内壁材等の変更等
屋根工事	屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等
サッシ工事	玄関建具取替え、断熱サッシ工事、シャッター取付け等
建具工事	各種建具取替（ドアノブ、鍵、戸車、レール取替）等
内装工事	床・天井・壁等のクロス張替え
外装工事	外壁の改修、張替え（外壁吹付け直し、コーキング補修）等
塗装工事	屋根塗り替え、外部鉄部塗替え等
左官タイル工事	室内壁塗替え、内部タイル貼替え補修等
電気工事	電気配線等の工事
給排水設備工事	給湯設備、浴室・洗面・トイレ・キッチン改修工事等

※外構工事、増築工事、家電等の機器の購入費用は対象となりません。

別表第 2

交付を受けた日からの経過年数	返還額
3 年未満	補助金の全額
3 年以上 5 年未満	補助金の半額

申請日 年 月 日

上関町長 様

上関町Uターン者持家等改修補助金交付申請書

上関町Uターン者持家等改修補助金の交付について、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 申請者欄

(フリガナ) 氏 名		電話番号	()	—
		携帯番号	—	—
住 所	〒	E-mail	—	—
		Uターン者との続柄		
実家等の所在地	上関町大字	Uターン者 現住所	〒 —	
改修の内容 ※工事箇所、工事内 容を具体的に				
施工業者	住所	〒 —		
	名称 代表者		電話番号	() —
工期	年 月 日 ~ 年 月 日			
交付申請額	円	改修費用 (見積金額)	円	

2 確認事項（該当するものに☑を記入してください。）

※各項目のうちいずれかに該当がない場合は、支給対象となりません。

1. 転入日の翌日から起算して、1 年以内の申請である	☐
2. 申請日の翌日から起算して、5 年以上継続して本町に居住する意思がある	☐
3. 実家等の所有権等を有し、Uターン者のために改修しようとするものである	☐
4. 交付申請時に、世帯全員が本町及び本町に転入する直前に居住していた市区町村において税の滞納はない	☐
5. 世帯全員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない	☐
6. 他の公的制度による同様の住宅補助を受けていない	☐
7. 施工業者は、建設業許可を得た個人事業者および法人で、住宅改修の民間事業者である	☐
8. 補助金申請者が実績報告を行う日時時点で、当該申請地に住所を有している（予定である）	☐

（裏面に続く）

9. 総額10万円以上の工事である	☐																						
10. 補助対象事業は、補助金交付決定を受けた日以後に実施し、かつ、交付決定を受けた日の属する会計年度が終了する日までに完了する	☐																						
11. 経費は、外構工事、増築工事、家電等の機器の購入費用を除く、下記のいずれかである	☐																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木工事</td> <td>部屋の減築、間仕切りの変更、床材、内壁材等の変更等</td> </tr> <tr> <td>屋根工事</td> <td>屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等</td> </tr> <tr> <td>サッシ工事</td> <td>玄関建具取替え、断熱サッシ工事、シャッター取付け等</td> </tr> <tr> <td>建具工事</td> <td>各種建具取替（ドアノブ、鍵、戸車、レール取替）等</td> </tr> <tr> <td>内装工事</td> <td>床・天井・壁等のクロス張替え</td> </tr> <tr> <td>外装工事</td> <td>外壁の改修、張替え（外壁吹付け直し、コーキング補修）等</td> </tr> <tr> <td>塗装工事</td> <td>屋根塗り替え、外部鉄部塗替え等</td> </tr> <tr> <td>左官タイル工事</td> <td>室内壁塗替え、内部タイル貼替え補修等</td> </tr> <tr> <td>電気工事</td> <td>電気配線等の工事</td> </tr> <tr> <td>給排水設備工事</td> <td>給湯設備、浴室・洗面・トイレ・キッチン改修工事等</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	木工事	部屋の減築、間仕切りの変更、床材、内壁材等の変更等	屋根工事	屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等	サッシ工事	玄関建具取替え、断熱サッシ工事、シャッター取付け等	建具工事	各種建具取替（ドアノブ、鍵、戸車、レール取替）等	内装工事	床・天井・壁等のクロス張替え	外装工事	外壁の改修、張替え（外壁吹付け直し、コーキング補修）等	塗装工事	屋根塗り替え、外部鉄部塗替え等	左官タイル工事	室内壁塗替え、内部タイル貼替え補修等	電気工事	電気配線等の工事	給排水設備工事	給湯設備、浴室・洗面・トイレ・キッチン改修工事等	
区分	内容																						
木工事	部屋の減築、間仕切りの変更、床材、内壁材等の変更等																						
屋根工事	屋根材葺き替え、雨漏り修理、屋根瓦の補修等																						
サッシ工事	玄関建具取替え、断熱サッシ工事、シャッター取付け等																						
建具工事	各種建具取替（ドアノブ、鍵、戸車、レール取替）等																						
内装工事	床・天井・壁等のクロス張替え																						
外装工事	外壁の改修、張替え（外壁吹付け直し、コーキング補修）等																						
塗装工事	屋根塗り替え、外部鉄部塗替え等																						
左官タイル工事	室内壁塗替え、内部タイル貼替え補修等																						
電気工事	電気配線等の工事																						
給排水設備工事	給湯設備、浴室・洗面・トイレ・キッチン改修工事等																						

3 添付資料

☐	①実家等の所有権が確認できるもの（発行から30日以内の登記事項証明書）
☐	②実家等の位置図及び平面図（位置図は任意の地図とし、ゼンリン住宅地図やGoogle Map等の写しに朱書きで示したものとする。平面図は、住宅建築時の設計図書、もしくは不動産業者等が作成した間取り図を使用し、改修工事個所を明記したものとする。）
☐	③改修工事見積書（内訳の記載されたもの）の写し
☐	④施工前の現場写真
☐	⑤Uターン者世帯全員の住民票の写し（発行から30日以内）
☐	⑥世帯全員の本町に転入する直前に居住していた市区町村の完納証明書（発行から30日以内）

4 誓約

私は、本申請の内容に相違ないことを誓約します。この誓約が虚偽であった場合は、補助金を返還し、この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

年 月 日

Uターン者
氏名（自署）

上 企 第 号
年 月 日

様

上関町長 ㊟

上関町Uターン者持家等改修補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった上関町移住応援給付金については、次のとおり交付（不交付）することに決定しましたので通知します。

記

- 1 補助金の可否
- 交付決定 ・ 不交付決定
- (理由：)
- 2 補助金交付額 金 _____ 円

年 月 日

上関町長 様

申請者	住 所	
	氏 名	

上関町Uターン者持家等改修補助金変更承認申請書

年 月 日付け 上企第 号により交付決定を受けた標記補助金の交付の変更承認を受けたいので、上関町Uターン者持家等改修補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 変更の内容

申請の変更内容		
補助金の交付申請額		
交付決定額		円
変更申請額		円

2 変更の理由

--

3 添付資料

- (1) 変更内容が確認できる詳細な見積書（申請時と変更のあった箇所を明記すること）
- (2) 事業所整備等工事にあつては平面図（平面図は、国土交通省監修の「建築設備工事設計図書作成基準」に則ったもので、かつ変更箇所がわかるもの）
- (3) 現況写真（変更内容のわかるもの）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

上企第 号
年 月 日

様

上関町長 

上関町Uターン者持家等改修補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました標記補助金について、上関町Uターン者持家等改修補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により、承認することに決定しましたので、通知します。

年 月 日

上関町長 様

申請者	住 所	
	氏 名	

上関町Uターン者持家等改修補助金実績報告書

年 月 日付け 上企第 号により交付（変更）決定のあった上関町Uターン者持家等改修補助金について、補助対象事業が完了しましたので、上関町Uターン者持家等改修補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 9 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

完了年月日	年 月 日		
交付決定額	円	実 績 額	円

添付資料

☐	①交付対象世帯の全員が確認できる住民票の写し（住宅に異動したことが確認できるもの）
☐	②請求明細書の写し
☐	③支払いを証明できる書類
☐	④施工後の写真
☐	⑤前 4 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

印

補助金確定額 金 円

年 月 日

上関町長 様

申請者	郵便番号	
	住 所	
	氏 名	
	電話番号	() -

上関町Uターン者持家等改修補助金交付請求書

年 月 日付け上企第 号で交付決定のあった上関町Uターン者持家等改修補助金について、次のとおり請求します。

請求額	円	
振込先	金融機関名	
	支 店 名	
	フリガナ	
	口座名義人	
	口座の種類	当座 普通 その他 ()
	口 座 番 号	

上 企 第 号
年 月 日

様

上関町長 ㊟

上関町Uターン者持家等改修補助金交付決定取消通知兼返還請求書

年 月 日付けで申請のあった上関町Uターン者持家等改修補助金については、
次の理由により交付決定の全部・一部を取り消したので通知します。

取消理由	
交付決定額	円
交付取消額	☐ 交付決定額の全部 ☐ 交付決定額の一部 円
返還請求額	円
返還期日	年 月 日
返還方法	添付の納入通知書による